Q&A

Q&A		
	Q	A
	職員個人が費用負担して受講する場合	事業所が費用を負担して、所属職員に研修
1	も補助対象となるのですか?	を受けさせる場合のみ補助対象となります。
	既に登録特定行為事業者として登録さ	補助対象者となります。
2	れている場合は、補助対象者とはならない	
	のですか?	
	基本研修のみを受講する予定の職員が	補助対象となりません。
3	おります。この職員の基本研修に係る費用	
	は補助対象となりますか?	
	基本研修を終えている職員がおります。	実地研修に要する費用のみ、補助対象とな
4	この職員が実地研修を受ける場合, 補助対	ります。
	象となりますか?	
	同じ職員が何度も申請できるのです	支援対象の障害者が異なる場合には、何度
5	カ・?	でも申請は可能です。この場合、実地研修に
		要する費用が補助対象となります。
6	京都市外の事業所が申請することは可	補助対象者は京都市内の事業所に限定させ
	能ですか。	ていただいております。また、京都市内の事
		業所であっても対象者が京都市から支給決定
		を受ける障害者(児)でなければ補助対象と
		なりません。
7	京都市外の研修機関を利用する場合で	補助対象となります。
'	も補助対象となりますか?	
8	申請時に必要な, 職員が所属しているこ	雇用契約書(写し)や職員証のコピーを想
	との分かるものとは具体的に何ですか?	定しています。
	実施計画書提出後に、研修受講者が増え	補助の対象外です。
9	た場合, どのように手続をすればよいです	研修受講者が増えた場合は, 研修を申し込
	カ・?	む前に,実施計画書を再提出してください。
10	登録特定行為事業者の登録とはどのよ	京都府健康福祉部介護・地域福祉課にお問
	うに行うのですか?	い合わせください。また,京都府のホームペ
		ージにも詳細が掲載されています。
		(075-414-4672)
11	喀痰吸引等研修とはどのような内容で	研修の開催、募集要項については、随時W
	すか?また、申込方法等を教えてくださ	AMNET京都府ページに掲載されます。各
	V 1°	研修の問い合わせ先は、以下のとおりです。
		第1号・第2号研修
		京都府健康福祉部介護・地域福祉課
		(075-414-4672)
		第3号研修
		京都府健康福祉部障害者支援課
		(075 - 414 - 4598)

医療的ケアを提供するまでの手続きの方法等については,京都市情報館に掲載している,京都市障害者自立支援協議会医療的ケア部会で作成した,「障害のある方の医療的ケアの進め方(平成27年6月)」を御参照ください。